

令和元年第3回安城市議会定例会

議案書

(令和元年9月3日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
認 定 第 1 号	平成30年度安城市一般会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 2 号	平成30年度安城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 3 号	平成30年度安城市土地取得特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 4 号	平成30年度安城市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 5 号	平成30年度安城市下水道事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 6 号	平成30年度安城市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 7 号	平成30年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 8 号	平成30年度安城市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 9 号	平成30年度安城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 10号	平成30年度安城市水道事業会計決算について	別冊
第 99号議案	安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 100号議案	安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
第 101号議案	安城市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5

第102号議案	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
第103号議案	安城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
第104号議案	安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
第105号議案	安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
第106号議案	安城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
第107号議案	安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
第108号議案	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
第109号議案	安城市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
第110号議案	安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	29
第111号議案	安城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	31
第112号議案	安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
第113号議案	安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の制定について	35
第114号議案	安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について	41
第115号議案	安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	47

第 1 1 6 号議案	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 9
第 1 1 7 号議案	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6 1
第 1 1 8 号議案	安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 3
第 1 1 9 号議案	安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 5
第 1 2 0 号議案	安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 7
第 1 2 1 号議案	安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 9
第 1 2 2 号議案	安城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	7 1
第 1 2 3 号議案	安城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	7 3
第 1 2 4 号議案	令和元年度安城市一般会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 1 2 5 号議案	令和元年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 1 2 6 号議案	令和元年度安城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 1 2 7 号議案	財産の取得について（安城市北部学校給食共同調理場移転建設用地）	7 5
第 1 2 8 号議案	平成 3 0 年度安城市水道事業剰余金の処分について	7 7
報告第 1 0 号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	7 9

報告第11号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	81
報告第12号	継続費の精算について（一般会計）	83
報告第13号	継続費の精算について（水道事業会計）	89

第 99 号議案

安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

安城市附属機関の設置に関する条例（平成 25 年安城市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「

安城市指定 管理者選定 委員会	指定管理者の選定及び管理業務の評価等に関する事項の調査審議	10 人以 内	学識経験を有する者 市民 市職員 その他市長が必要と認める者	2 年
-----------------------	-------------------------------	------------	---	-----

を

」

「

安城市指定 管理者選定 委員会	指定管理者の選定及び管理業務の評価等に関する事項の調査審議	10 人以 内	学識経験を有する者 市民 市職員 その他市長が必要と認める者	2 年
安城市公立 保育所等経 営審議会	安城市公立保育所等の経営の在り方に関する事項の調査審議	10 人以 内	学識経験を有する者 幼児教育又は保育の関 係者	審議期 間

に

		市民 その他市長が必要と認 める者	
--	--	-------------------------	--

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市公立保育所等経営審議会の設置に伴い、必要があるため。

第100号議案

安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成23年安城市条例第8号）  
の一部を次のように改正する。

第8条の表第16条第4項ただし書及び第25条第1項の項中「及び第25条第  
1項」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。



## 第101号議案

安城市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神 谷 学

安城市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の分限に関する条例（昭和26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。
- 第8条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条第5項及び第8条第1項の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。



第102号議案

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年安城市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。



第103号議案

安城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年安城市条例第 号）第4条に規定する報酬の額）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。



第104号議案

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年安城市条例第10号）の  
一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非  
常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1  
項に規定する会計年度任用職員」に、「市長の」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。



第105号議案

安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の育児休業等に関する条例（平成4年安城市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「いる職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第20条の表第16条第4項ただし書及び第25条第1項の項中「及び第25条第1項」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。



第106号議案

安城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例

安城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年安城市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。



第107号議案

安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31  
年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表交通指導員の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。



第108号議案

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第25条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第25条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。

第25条の2を削る。

第26条第5項中「第1項から前項まで」を「前各項」に改め、同条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

附則第2項の前の見出し及び同項から第5項までを削り、附則第1項を附則第1条とし、附則に次の1条を加える。

(市費負担教員の特例)

第2条 安城市立の小学校及び中学校において少人数学級編制（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）

第3条第2項の規定により愛知県教育委員会が定めた1学級の児童又は生徒の数の基準を下回る数で学級を編制することをいう。）を実施する間、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条の規定により任期を定めて採用された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項の教育職員（以下「市費負担教員」という。）については、次項から第7項までの規定を適用する。

- 2 市費負担教員に対する第2条第1項、第12条の2第2項、第14条第2項、第21条第4項及び第22条第3項の規定の適用については、第2条第1項中「特殊勤務手当、時間外勤務手当」とあるのは「教員特殊業務手当」と、「休日勤務手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当」と、第12条の2第2項中「給料」とあるのは「給料（教職調整額を含む。）」と、「100分の12を乗じて得た額」とあるのは「100分の10.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」と、第14条第2項中「55,000円」とあるのは「40,000円」と、第21条第4項及び第22条第3項中「給料」とあるのは「給料（教職調整額を含む。）」とする。
- 3 第4条の規定にかかわらず、市費負担教員に対する給料は、附則別表に定める給料表によるものとする。
- 4 第4条の2の規定にかかわらず、附則別表の市費負担教員給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、1級にあつては講師の職、2級にあつては教諭の職とする。
- 5 第8条の規定にかかわらず、市費負担教員に対して給料の調整額として、その者の給料の支給月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。この場合において、教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 6 第15条の規定にかかわらず、市費負担教員が心身に著しい負担を与える業務として市長が別に定める業務に従事した場合は、特殊勤務手当として教員特殊業務手当を支給する。この場合において、教員特殊業務手当の額は、1日につき16,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める。
- 7 市費負担教員に対して義務教育等教員特別手当を支給する。この場合において、義務教育等教員特別手当の月額額は、10,200円を超えない範囲内で、職務の

級及び号給の別に応じて、市長が規則で定める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表（附則第2条関係）

市費負担教員給料表

単位 円

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	158,600	174,700
2	160,100	176,800
3	161,600	178,900
4	163,100	181,100
5	164,900	183,100
6	166,800	185,300
7	168,600	187,600
8	170,400	189,800
9	172,200	192,100
10	174,300	194,900
11	176,300	197,600
12	178,300	200,300
13	180,300	203,200
14	182,500	204,900
15	184,700	206,500
16	187,000	208,300
17	189,300	210,100
18	191,900	211,700
19	194,400	213,400
20	196,900	215,000
21	199,400	216,800
22	201,100	218,700
23	202,800	220,600

24	2 0 4, 5 0 0	2 2 2, 5 0 0
25	2 0 6, 0 0 0	2 2 4, 0 0 0
26	2 0 7, 5 0 0	2 2 6, 0 0 0
27	2 0 9, 1 0 0	2 2 8, 0 0 0
28	2 1 0, 6 0 0	2 3 0, 1 0 0
29	2 1 2, 3 0 0	2 3 1, 9 0 0
30	2 1 4, 0 0 0	2 3 4, 6 0 0
31	2 1 5, 7 0 0	2 3 7, 3 0 0
32	2 1 7, 4 0 0	2 4 0, 0 0 0
33	2 1 8, 8 0 0	2 4 2, 6 0 0
34	2 2 0, 5 0 0	2 4 5, 4 0 0
35	2 2 2, 2 0 0	2 4 8, 0 0 0
36	2 2 3, 9 0 0	2 5 0, 7 0 0
37	2 2 5, 3 0 0	2 5 3, 3 0 0
38	2 2 7, 0 0 0	2 5 5, 8 0 0
39	2 2 8, 7 0 0	2 5 8, 3 0 0
40	2 3 0, 5 0 0	2 6 0, 6 0 0
41	2 3 2, 1 0 0	2 6 3, 2 0 0
42	2 3 3, 8 0 0	2 6 5, 6 0 0
43	2 3 5, 4 0 0	2 6 7, 8 0 0
44	2 3 7, 0 0 0	2 7 0, 0 0 0
45	2 3 8, 7 0 0	2 7 2, 1 0 0
46	2 4 0, 2 0 0	2 7 4, 4 0 0
47	2 4 1, 5 0 0	2 7 6, 6 0 0
48	2 4 2, 9 0 0	2 7 8, 6 0 0
49	2 4 4, 1 0 0	2 8 0, 9 0 0
50	2 4 5, 5 0 0	2 8 2, 9 0 0
51	2 4 7, 0 0 0	2 8 4, 8 0 0
52	2 4 8, 2 0 0	2 8 6, 8 0 0

53	2 4 9, 3 0 0	2 8 8, 6 0 0
54	2 5 0, 7 0 0	2 9 1, 0 0 0
55	2 5 2, 0 0 0	2 9 3, 3 0 0
56	2 5 3, 2 0 0	2 9 5, 9 0 0
57	2 5 4, 4 0 0	2 9 7, 9 0 0
58	2 5 5, 6 0 0	3 0 0, 4 0 0
59	2 5 6, 7 0 0	3 0 2, 7 0 0
60	2 5 7, 9 0 0	3 0 5, 4 0 0
61	2 5 9, 3 0 0	3 0 7, 8 0 0
62	2 6 0, 3 0 0	3 1 0, 2 0 0
63	2 6 1, 5 0 0	3 1 2, 7 0 0
64	2 6 2, 4 0 0	3 1 5, 0 0 0
65	2 6 3, 4 0 0	3 1 7, 3 0 0
66	2 6 4, 8 0 0	3 1 9, 5 0 0
67	2 6 6, 2 0 0	3 2 1, 6 0 0
68	2 6 7, 6 0 0	3 2 3, 8 0 0
69	2 6 9, 2 0 0	3 2 5, 7 0 0
70	2 7 0, 7 0 0	3 2 7, 8 0 0
71	2 7 2, 2 0 0	3 2 9, 9 0 0
72	2 7 3, 7 0 0	3 3 1, 9 0 0
73	2 7 4, 7 0 0	3 3 4, 0 0 0
74	2 7 5, 9 0 0	
75	2 7 7, 2 0 0	
76	2 7 8, 4 0 0	
77	2 7 9, 6 0 0	
78	2 8 0, 7 0 0	
79	2 8 1, 9 0 0	
80	2 8 3, 1 0 0	
81	2 8 4, 3 0 0	

82	285,200	
83	286,400	
84	287,600	
85	288,500	
86	289,400	
87	290,100	
88	291,100	
89	292,100	
90	293,000	
91	293,900	
92	294,800	
93	295,100	
94	295,800	
95	296,500	
96	297,300	
97	298,100	
98	298,900	
99	299,700	
100	300,400	
101	301,300	
102	301,800	
103	302,300	
104	302,800	
105	303,000	
106	303,400	
107	303,700	
108	303,900	
109	304,100	
110	304,300	

111	304,600	
112	304,900	
113	305,100	
114	305,300	
115	305,500	
116	305,800	
117	306,100	
118	306,400	
119	306,700	
120	307,000	
121	307,200	
122	307,400	
123	307,600	
124	307,900	
125	308,200	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項及び第4項、第21条の2第2号、第22条第1項及び第2項第1号並びに第26条第6項の改正規定並びに次項の規定は、令和元年12月14日から施行する。

(安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正)

- 2 安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例(平成20年安城市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第11条第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した市費負担教員を除く。)」を削る。

第13条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、若しくは失職し」

を削る。

(安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の廃止)

- 3 安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例は、廃止する。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の改正等に伴い、必要があるため。

第109号議案

安城市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第20条ただし書中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。



## 第110号議案

安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

安城市職員退職手当支給条例（昭和32年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「12月」を「6月」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第8条各号中「12月」を「6月」に改める。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項及び第8条各号の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の改正等に伴い、必要があるため。



## 第 1 1 1 号議案

安城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

安城市固定資産評価審査委員会条例（平成 8 年安城市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

### 附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

### 一提案理由一

この案を提出したのは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、必要があるため。



## 第 1 1 2 号議案

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年条例第 1 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「もの及び」を「もの並びに」に、「占める職員」を「占めるもの  
及び同法第 2 2 条の 2 第 1 項各号に掲げるもの」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「（同法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を  
削る。

第 1 8 条を削り、第 1 9 条を第 1 8 条とする。

第 2 0 条を削る。

第 2 1 条中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成 3 年法律第  
1 1 0 号）」を加え、同条を第 1 9 条とし、第 2 2 条を第 2 0 条とし、第 2 3 条を  
第 2 1 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（再任用職員等についての適用除外）

第 2 2 条 第 5 条、第 6 条、第 6 条の 3 及び第 1 5 条の規定は、地方公務員法第 2  
8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項若しくは第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2  
項、地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 8 条第 1 項又は安城市一般職の任  
期付職員の採用に関する条例（平成 2 3 年安城市条例第 8 号）第 5 条の規定によ  
り採用された職員には適用しない。

（会計年度任用職員についての適用除外等）

第23条 第4条、第6条、第6条の3、第7条の2、第12条の2、第14条及び第16条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）には適用しない。

2 フルタイム会計年度任用職員に対する第16条第1項及び第19条の規定の適用については、第16条第1項中「休暇」とあるのは「有給の休暇」と、第19条中「期末手当及び勤勉手当をそれぞれ」とあるのは「期末手当を」とする。

3 前2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員をいう。）について準用する。この場合において、第1項中「第4条、第6条、第6条の3、第7条の2、第12条の2、第14条」とあるのは「第3条第2項、第4条から第6条の3まで、第7条の2、第8条、第12条の2、第14条、第15条」と、前項中「第16条第1項中」とあるのは「第16条第1項中「職員」とあるのは「月額により給料が定められている職員」と、」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

#### －提案理由－

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。

## 第113号議案

### 安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する 条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

### 安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち同項第1号に掲げる職員（以下「職員」という。）の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 前条の報酬等とは、報酬及び期末手当をいう。

2 報酬等は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、報酬等には含まれない。

(報酬等からの控除)

第3条 職員の報酬等からの控除については、安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号。以下「給与条例」という。）第2条の2の規定の例による。

(報酬)

第4条 職員の受ける報酬は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、次の各号に掲げる

報酬の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。ただし、その職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 月額による報酬 給与条例別表第1に定める給料表の1級の最高号給に100分の112を乗じて得た額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額

(2) 時間額による報酬 給与条例別表第1に定める給料表の1級の最高号給に100分の112を乗じて得た額を162.75で除して得た額

(報酬の支給)

第5条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

2 時間額により報酬が定められた職員に対しては、その者の勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められた職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(時間外勤務に係る報酬)

第6条 時間外勤務に係る報酬は、当該職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務に係る報酬の額は、前項の勤務1時間につき、第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間

当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50  
（休日勤務に係る報酬）

第7条 休日勤務に係る報酬は、安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年安城市条例第10号）第9条に規定する祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び同条に規定する年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休

日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

- 2 休日勤務に係る報酬の額は、前項の勤務1時間につき、第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(夜間勤務に係る報酬)

第8条 夜間勤務に係る報酬は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

- 2 夜間勤務に係る報酬の額は、前項の勤務1時間につき、第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(端数計算)

第9条 第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第6条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬又は夜間勤務に係る報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(宿日直勤務に係る報酬)

第10条 宿日直勤務に係る報酬は、宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命ぜられた職員に対して支給する。

- 2 宿日直勤務に係る報酬の額は、前項の勤務1回につき4,400円を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、22,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める月額宿日直勤務に係る報酬を支給する。
- 4 第1項の勤務は、第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第11条 任期の定めが6月以上の職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の期末手当については、給与条例第21条第1項、第2項、第4項及び第6項、第21条の2並びに第21条の3の規定の例による。この場合において、給与条例第21

条第1項中「職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）」とあるのは「職員」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日以前6月以内の在職期間において、第5条の規定により支給された報酬（第6条に規定する時間外勤務に係る報酬、第7条に規定する休日勤務に係る報酬、第8条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第10条に規定する宿日直勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額」とする。

- 2 任期の定めが6月に満たない職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。
- 3 6月1日を基準日とする期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。
- 4 前2項以外の任期の定めが6月に満たない職員につき、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、市長が定めるところにより、当該任期の定めが6月に満たない職員を第1項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなすことができる。

（勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第12条 第6条から第8条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第4条の規定に基づき規則で定める額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 時間額による報酬 第4条の規定に基づき規則で定める額

- 2 次条に規定する月額により報酬を定められている職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第4条の規定に基づき規則で定める額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(報酬の減額)

第13条 月額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(通勤に係る費用弁償)

第14条 職員(給与条例第14条第1項各号に掲げる職員を除く。)が通勤するときは、その通勤に係る費用弁償を支給する。

2 月額により報酬が定められた職員に対して、前項の規定により支給する通勤に係る費用弁償の月額については、給与条例第14条第2項の規定の例による。

3 時間額により報酬が定められた職員に対して、第1項の規定により支給する通勤に係る費用弁償の日額は、2,620円を超えない範囲内において市長が別に定める。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第15条 職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、安城市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第2号)の例による。この場合において、職員の職務は、給与条例別表第1に定める給料表における1級に相当する職務によるものとする。

(規則への委任)

第16条 報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(単純労務職員の給与)

2 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準については、当分の間この条例の各相当規定の例による。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、必要があるため。

## 第114号議案

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち同項第2号に掲げる職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与からの控除)

第3条 職員の給与からの控除については、安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号。以下「給与条例」という。）第2条の2の規定の例による。

(給料)

第4条 給料は、当該職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤

労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ。

(給料表)

第5条 給料は、給与条例別表第1に定める給料表によるものとする。

2 前項の給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(職務の級)

第6条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前条第1項の給料表に定める1級に分類するものとする。ただし、その職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(号給の基準)

第7条 新たに第5条第1項の給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第8条 職員の給料の支給については、給与条例第8条の2の規定の例による。この場合において、同条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該職員について定められた週休日」とする。

(初任給調整手当)

第9条 職員の初任給調整手当については、給与条例第10条の規定の例による。

(地域手当)

第10条 職員の地域手当については、給与条例第12条の2の規定の例による。この場合において、同条第2項中「給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「給料の月額」とする。

(通勤手当)

第11条 職員の通勤手当については、給与条例第14条の規定の例による。

(特殊勤務手当)

第12条 職員の特殊勤務手当については、給与条例第15条の規定の例による。

(時間外勤務手当)

第13条 職員の時間外勤務手当については、給与条例第16条第1項、第2項、第4項本文及び第5項の規定の例による。この場合において、同条第2項中「第23条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第4項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の

規定により割り振られた」とあるのは「週休日の振替により、あらかじめ割り振られた」と、「第23条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第5項中「第23条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同項第1号中「第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）」とあるのは「第1項の勤務」とする。

（休日勤務手当）

第14条 職員の休日勤務手当については、給与条例第17条の規定の例による。この場合において、同条第1項中「勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「代休日」と、「という。）（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）」とあるのは「という。）」と、同条第2項中「第23条第1項」とあるのは「第19条第1項」とする。

（夜間勤務手当）

第15条 職員の夜間勤務手当については、給与条例第18条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「第23条第1項」とあるのは、「第19条第1項」とする。

（端数計算）

第16条 第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第13条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（宿日直手当）

第17条 職員の宿日直手当については、給与条例第20条の規定の例による。この場合において、同条第4項中「第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項」とあるのは、「第13条から第15条まで」とする。

（期末手当）

第18条 任期の定めが6月以上の職員の期末手当については、給与条例第21条第1項、第2項、第4項及び第6項、第21条の2並びに第21条の3の規定の

例による。この場合において、給与条例第21条第1項中「職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）」とあるのは「職員」と、同条第4項中「扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「これ」とする。

- 2 任期の定めが6月に満たない職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。
- 3 6月1日を基準日とする期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。
- 4 前2項以外の任期の定めが6月に満たない職員につき、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、市長が定めるところにより、当該任期の定めが6月に満たない職員を第1項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなすことができる。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第19条 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第20条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年安城市条例第10号）第9条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日である場合（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日である場合）、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(退職手当)

第21条 職員の退職手当については、給与条例第28条の規定の例による。

(規則への委任)

第22条 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(単純労務職員の給与)

2 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準については、当分の間この条例の各相当規定の例による。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、必要があるため。



第 1 1 5 号議案

安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 3 年安城市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表安城市北部福祉センターの項中「安城市地域福祉センター」を「安城市北部老人福祉センター」に改める。

第 1 4 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第 1 9 条中「及び第 2 項」及び「安城市北部福祉センター（老人デイサービス事業に限る。）及び」を削る。

別表第 1 中

「

安城市中央老人福祉センター	(1) 60 歳以上の者の機能の維持回復訓練並びに教養の向上及びレクリエーションに関する事業	
安城市地域福祉センター		
安城市西部老人福祉センター		
安城市作野老人福祉センター		(2) 老人デイサービス事業（安城市地域福祉センターに限る。）
安城市桜井老人福祉センター		
安城市中部老人福祉センター		(3) 60 歳以上の者その他市長が適当と認める者に対する入浴サービス事業
安城市安祥老人福祉センター		
安城市明祥老人福祉センター		

を

「

安城市中央老人福祉センター	(1) 60歳以上の者の機能の維持回復訓練並びに教養の向上及びレクリエーションに関する事業 (2) 60歳以上の者その他市長が適当と認める者に対する入浴サービス事業
安城市北部老人福祉センター	
安城市西部老人福祉センター	
安城市作野老人福祉センター	
安城市桜井老人福祉センター	
安城市中部老人福祉センター	
安城市安祥老人福祉センター	
安城市明祥老人福祉センター	

」に

」

改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 一提案理由一

この案を提出したのは、安城市北部福祉センターにおける老人デイサービス事業の廃止に伴い、必要があるため。

第116号議案

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第29号とし、第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 政令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育

認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する通知」を「の規定による通知」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定め

る額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者  
(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「いい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において」を「いう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認

定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「同項第1号又は第2号」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・

保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「第61号」の次に「。以下「省令」という。」を、「A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「同条」を「省令第27条」に改め、「B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「にあつてはその利用定員の数を」を「にあつては」に、「附則第4条」を「附則第3条」に改め、同条第2項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を「省令」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」を「をいう。以下この条において同じ。」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が相当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を「省令」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児

童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において

同じ。)について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項に、「いい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において」を「いう。以下」に、「いい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「いう」に、「及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」を「中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、同項及び第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く）」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者

(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定地域型保育には特定利用地域型保育を」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ)」に、「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める

基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。」に改める。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（安城市立幼稚園の授業料に関する条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「第2条第17号」を「第2条第22号」に改める。

（1）安城市立幼稚園の授業料に関する条例（昭和27年条例第8号）第3条

（2）安城市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和62年安城市条例第17号）第5条

（3）安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年安城市条例第47号）第5条

#### －提案理由－

この案を提出したのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。



## 第117号議案

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
  - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「施行日後」を「施行日以後」に改め、「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### —提案理由—

この案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉法の改正に伴い、必要があるため。

第 1 1 8 号議案

安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 6 2 年安城市条例第 1 7 号）  
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同  
条第 2 項中「同項に規定する児童以外の児童」を「法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げ  
る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 4 条第 3 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の第 3 条第 2 項  
の規定に基づき入所の決定を受けた者は、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる者であつて、施行日以後に  
おいて子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項第 1 号  
に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであるものは、  
当該教育・保育給付認定子どもである間は改正後の第 3 条第 2 項の規定に基づき  
入所の決定を受けた者とみなし、改正後の第 4 条第 2 項を適用する。

—提案理由—

この案を提出したのは、子ども・子育て支援法の改正に伴い、必要があるため。

第 1 1 9 号議案

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成 3 0 年安城市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 6 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附則第 3 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附則第 4 条を削る。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、子ども・子育て支援法の改正に伴い、必要があるため。



## 第120号議案

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第2項第1号中「に記載」の次に「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を加え、「若しくは名」を「、名若しくは旧氏（同令第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。））」に改め、「又は氏名等」の次に「若しくは旧氏」を加え、同項第2号中「氏名等」の次に「又は旧氏」を加える。

第6条第3号及び第10条第1項第1号中「氏名等」の次に「（住民票に旧氏が記載されている場合にあつては、旧氏を含む。）」を加える。

第13条第1項中「掲げるもの」を「掲げる者」に改め、「、名」の次に「、旧氏」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、住民基本台帳法施行令の改正を踏まえ、住民票に記載されている旧氏による印鑑の登録及び証明を行うことができるようにするほか、所要

の規定の整理をする上で必要があるため。

第121号議案

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例（平成10年安城市条例第43号）  
の一部を次のように改正する。

別表火葬場の項中「30,000円」を「50,000円」に、「20,000

円」を「30,000円」に、「10,000円」を「15,000円」に、

「  
1  
犬  
1  
1

0キログラムを超える 1頭又は猫1匹	2,200円	4,400円
0キログラム以下の犬 頭又は猫1匹	1,630円	3,300円

「  
を  
愛玩を目的と  
れていた動物

して飼養さ 1体	1,630円	3,300円
-------------	--------	--------

に改め、同表霊きゅう車の項

の次に次のように加える。

洋式場用祭壇	1回	30,000円	60,000円
和式場用祭壇	1回	27,000円	54,000円

別表備考第1項中「犬又は猫」を「愛玩を目的として飼養されていた動物」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この条例の施行の日前においても、洋式場用祭壇及び和式場用祭壇の利用に必要な行為をすることができる。

##### (経過措置)

- 3 改正後の別表（洋式場用祭壇の項及び和式場用祭壇の項を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に安城市総合斎苑の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市総合斎苑の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表洋式場用祭壇の項及び和式場用祭壇の項の規定は、この条例の施行の日以後に安城市総合斎苑を利用する者について適用する。

#### －提案理由－

この案を提出したのは、市外の死亡者の火葬に係る火葬場の使用料を改定し、愛玩動物の重量による火葬場の使用料の区分を廃止し、及び祭壇の使用料を新設するほか、所要の規定の整理をする上で必要があるため。

第122号議案

安城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市消防団条例の一部を改正する条例

安城市消防団条例（昭和35年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下）」の次に「別表第1及び別表第3を除き、」を加える。

第6条中「に掲げる事項に該当する場合」を「の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条第1号中「禁錮」を「禁錮」に、「者」を「とき。」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

（4）前3号に該当するときを除き、消防団員に必要な適格性を欠くとき。

別表第1中	「	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>団長</td></tr><tr><td>副団長</td></tr><tr><td>分団長</td></tr><tr><td>副分団長</td></tr><tr><td>班長</td></tr><tr><td>基本団員</td></tr><tr><td>機能別団員</td></tr></tbody></table>	区分	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	基本団員	機能別団員	「	<table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>階級</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">基本団員</td><td>団長</td></tr><tr><td>副団長</td></tr><tr><td>分団長</td></tr><tr><td>副分団長</td></tr><tr><td>班長</td></tr><tr><td>団員</td></tr><tr><td>機能別団員</td><td>団員</td></tr></tbody></table>	種類	階級	基本団員	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	機能別団員	団員	に改める。
	区分																							
	団長																							
	副団長																							
	分団長																							
	副分団長																							
	班長																							
	基本団員																							
機能別団員																								
種類	階級																							
基本団員	団長																							
	副団長																							
	分団長																							
	副分団長																							
	班長																							
団員																								
機能別団員	団員																							
」	」																							

別表第3区分の項中「区分」を「階級」に改め、同表班長 基本団員 機能別団員の項中「基本団員 機能別団員」を「団員」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### －提案理由－

この案を提出したのは、分限の規定を整理するほか、所要の規定の整理をする上で必要があるため。

## 第123号議案

安城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

安城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

安城市水道事業給水条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
目次中「の工事及び費用」を削り、「第13条」を「第13条の2」に改める。  
第2章中第13条の次に次の1条を加える。

（給水装置工事事業者の指定等に係る手数料）

第13条の2 第8条第1項の指定を新たに受けようとし、又は同項の指定の更新を受けようとする者は、法第25条の2第1項（法第25条の3の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による申請の際、手数料として1万円を納付しなければならない。

2 前項の規定による手数料は、納入通知書により徴収する。

第40条第4号及び第41条中「第25条」を「第13条の2第1項の手数料又は第25条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の2の規定は、この条例の施行の日以後に申請をした者から適用し、同日前に申請をした者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、給水装置工事事業者の指定等に係る手数料及び過料を新設する上で必要があるため。



第127号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神 谷 学

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 目 的   | 安城市北部学校給食共同調理場移転建設用地                    |
| 2 所 在 地 | 安城市新田町吉池69番1ほか6筆                        |
| 3 種 目   | 土地                                      |
| 4 数 量   | 9,731.28平方メートル                          |
| 5 取得金額  | 金309,202,179円                           |
| 6 取 得 先 | 安城市桜町18番23号<br>安城市土地開発公社<br>理事長 三 星 元 人 |

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。



第128号議案

平成30年度安城市水道事業剰余金の処分について

平成30年度安城市水道事業未処分利益剰余金1,148,603,269円のうち、454,783,430円を組入資本金に組み入れ、100,000,000円を減債積立金に、100,000,000円を建設改良積立金に積み立て、剰余を繰り越すものとする。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、必要があるため。



報告第10号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

## 交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本市の職員が関わった交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額     | 金163,768円  |
| 2 事故内容      |  |
| (1) 発生日時    | 令和元年5月22日 午後2時頃  |
| (2) 発生場所    | 安城市御幸本町地内  |
| (3) 経過      | 上記地内の市道において、公用車から降りるため同乗者が右後部のドアを開けたところ、当該ドアが後方から走行してきた相手方二輪車と接触したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 左肘の負傷 衣服の破損及び車体の損傷   |
| 4 過失割合      | 安城市90パーセント 相手方10パーセント  |

令和元年7月17日専決

安城市長 神谷 学

報告第11号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 損害賠償額     | 金 52,704 円  |
| 2 事故内容      |   |
| (1) 発生日時    | 令和元年6月19日 午前7時頃   |
| (2) 発生場所    | 安城市里町地内   |
| (3) 経過      | 上記地内の市道において、対向車両が通行できるよう相手方車両が左端に寄せて走行したところ、道路のくぼみにはまったもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 左の前輪の損傷   |
| 4 過失割合      | 安城市50パーセント 相手方50パーセント                                     |

令和元年7月29日専決

安城市長 神谷 学

報告第 1 2 号

継続費の精算について

平成 3 0 年度安城市の一般会計の継続費については、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定に基づき、別表平成 3 0 年度安城市継続費精算報告書のとおり報告する。

令和元年 9 月 3 日提出

安城市長 神 谷 学

別表

平成30年度 安城市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支出済額
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		
15 民生費	10 児童福祉費	和泉保育園改築事業	平成29年度	円 257,000,000	円 0	円 190,000,000	円 0	円 67,000,000	円 8,579,000
			平成30年度	448,342,000	0	220,000,000	0	228,342,000	696,762,520
			計	705,342,000	0	410,000,000	0	295,342,000	705,341,520
15 民生費	10 児童福祉費	子ども発達支援センター外構整備事業	平成29年度	42,600,000	0	0	0	42,600,000	24,537,000
			平成30年度	21,160,000	0	0	0	21,160,000	39,222,960
			計	63,760,000	0	0	0	63,760,000	63,759,960
50 教育費	25 社会教育費	プラネタリウム改修事業	平成28年度	119,556,000	0	0	0	119,556,000	0
			平成29年度	119,556,000	0	0	0	119,556,000	0
			平成30年度	159,408,000	0	0	0	159,408,000	398,520,000
			計	398,520,000	0	0	0	398,520,000	398,520,000

# 継続費精算報告書

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	8,579,000	248,421,000	0	190,000,000	0	58,421,000
0	410,000,000	0	286,762,520	△ 248,420,520	0	△ 190,000,000	0	△ 58,420,520
0	410,000,000	0	295,341,520	480	0	0	0	480
0	0	0	24,537,000	18,063,000	0	0	0	18,063,000
0	0	0	39,222,960	△ 18,062,960	0	0	0	△ 18,062,960
0	0	0	63,759,960	40	0	0	0	40
0	0	0	0	119,556,000	0	0	0	119,556,000
0	0	0	0	119,556,000	0	0	0	119,556,000
0	0	0	398,520,000	△ 239,112,000	0	0	0	△ 239,112,000
0	0	0	398,520,000	0	0	0	0	0

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				支出済額	
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国県支出金	地方債	その他		
50 教育費	25 社会教育費	文化センター改修事業	平成 29 年度	522,613,000	0	300,000,000	0	222,613,000	152,171,000
			平成 30 年度	1,228,695,000	0	600,000,000	400,000,000	228,695,000	1,599,134,968
			計	1,751,308,000	0	900,000,000	400,000,000	451,308,000	1,751,305,968

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
0	0	0	152,171,000	370,442,000	0	300,000,000	0	70,442,000
0	900,000,000	400,000,000	299,134,968	△ 370,439,968	0	△ 300,000,000	0	△ 70,439,968
0	900,000,000	400,000,000	451,305,968	2,032	0	0	0	2,032



報告第13号

継続費の精算について

平成30年度安城市の水道事業会計の継続費については、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、別表平成30年度安城市水道事業会計継続費精算報告書のとおり報告する。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

別表

平成 3 0 年度安城市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支払義務 発生額
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					企業債	国 県 支出金	一般会計 出資金	損益勘定 留保資金	
4	10	北部浄水 場新着水 井・混和 池築造工 事	平成 29 年度	円 146,400,000	円 0	円 0	円 24,400,000	円 122,000,000	円 2,900,000
			平成 30 年度	435,600,000	0	0	72,600,000	363,000,000	563,688,520
			計	582,000,000	0	0	97,000,000	485,000,000	566,588,520

# 水道事業会計継続費精算報告書

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 の差	左 の 財 源 内 訳			
企業債	国 県 支出金	一般会計 出資金	損益勘定 留保資金		企業債	国 県 支出金	一般会計 出資金	損益勘定 留保資金
円 0	円 0	円 24,400,000	円 △ 21,500,000	円 143,500,000	円 0	円 0	円 0	円 143,500,000
0	0	70,031,420	493,657,100	△ 128,088,520	0	0	2,568,580	△ 130,657,100
0	0	94,431,420	472,157,100	15,411,480	0	0	2,568,580	12,842,900